

No.3 ごみ焼却場の変更に関する案件概要

議第1387号 横浜国際港都建設計画ごみ焼却場の変更

(内容)

第8号港南工場は、本市における人口の著しい増加に対処し、環境衛生の向上とあわせて施設の近代化を図るため、昭和44年5月に都市計画決定し、昭和49年4月に運転を開始しましたが、平成15年1月に策定した分別品目拡大実施等の「横浜G30プラン」の施策成果によるごみ量の減少や施設の老朽化等により、平成18年11月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律における位置づけを廃止しました。

このたび、「横浜G30プラン」や平成23年1月に策定した「ヨコハマ3R夢プラン」による施策で今後もごみ量の増加見込みがないことに加え、令和3年度横浜市一般廃棄物処理実施計画から、港南工場跡地活用事業が位置付けられているため、港南工場が将来的にごみ焼却場として使用する見込みがないことから、廃止します。